

三字を合せて動爻とすべし。

四字を占ふ場合には、之を老陽老陰少陽少陰と見て、上下兩卦に等分すべし。但し此の折には、成るべく字畫に據らず、平上去入の四聲に據るを宜しとす。乃ちその字が平聲なれば一とし、上聲なれば二とし、去聲なれば三とし、入聲なれば四とす。例へば東孔空角の四字を占ふには、上二字を上卦とし、下二字を下卦として、さて上卦の東は平聲なる故に一とし、孔は上聲ゆゑに二とすべし。合せて上卦は三となるゆゑに、離卦となる。又下卦の空は去聲ゆゑに三にして、角は入聲ゆゑに四である。乃ち此の二字を合せて、下卦は七となる。即ち艮卦である。又上卦下卦は合せて十である故に、此の十を六にて除する時は殘數は四となる。されば茲に得たる卦爻は、火山旅の九四である。

【四字の占ひより、十字の占ひに至る迄は、此の例に倣ひて、成るべく平仄去入を用ゆるを宜しとす。尤も十一字以上は、平仄に據らぬのが法である。】

五字を占ふ場合には、之を水火木金土の五行と見て、二字を上卦とし、三字を下卦とすべし。

六字を占ふ場合には、之を六爻の象と見て、三字づゝ上下に分つべし。

七字を占ふ場合には、之を七曜、即ち日月水火木金土と見て、三字を上卦とし、四字を下卦とすべし。

八字を占ふ場合には、之を乾兌離震巽坎艮坤の八卦と見、四字づゝ上下に分つべし。

九字を占ふ場合には、之を洪範九疇、即ち(一)五行、(二)五事、(三)八政、(四)五紀、(五)皇極、(六)三德、(七)稽疑、(八)庶徵、(九)五福、及び六極と見て、四字を上卦とし、五字を下卦とすべし。

十字を占ふ場合には、之を伏羲十言の教、即ち乾、坤、震、巽、坎、離、艮、兌、消、息と見て、五字づゝ上下に等分すべし。

十一字以上、何百字にても占ふ場合には、ヤハリ第十六章の例に準すべし。

第十九章 鳥獸を見聞して自他の

吉凶を斷する法

凡そ鳥獸の群を爲して居るを見るときは、(一)其の鳥獸の數を算へ、(二)その方位を明かにし、(三)その鳴く聲を聽き、(四)その鳥獸の種類を審にし、そして吉凶を斷すべし。

(一)其の鳥獸の數を算ふるとは、若し只だ一羽、又は一匹なれば乾とし、二つなれば兌とし、三つなれば離とし、四つなれば震、五つなれば巽、六つなれば坎、七つなれば艮、八つなれば坤とすべし。若し八つよりも多きときは、例の如く八にて除してその殘數を以て上卦を作るべし。

(二)その方位を明かにするとは、その居る方又は去る方を見て下卦を作るをいふ。たとへば、南方に居るか、南方より來るか、又は南方に向つて去るかするときは離と

し、北方に居るか、北方より來るか、北方に向つて去るかするときは坎とし、東方なれば震、西方なれば兌、西北隅なれば乾、西南隅なれば坤、東北隅なれば艮、東南隅なれば巽とすべし。

たとへば其の數は六つで、その方位は南方なれば、上卦を坎とし、下卦を離として、水火既濟の卦を作るの類是れなり。

又その爻位を作るには、前例に於て坎の數は六、離の數は三なれば、上卦、下卦合せてその數は九となる。これに其の見たる時の數を加へて、——たとへば見たる時が午後二時なれば未刻にして、未の數は八ゆゑに、九に八を加へて十七とし、之を六にて除するときは、殘數は五である故に、五爻とすべし。乃ち水火既濟の卦の九五爻を得るのである。

(三)その鳴く聲を聞くとは、鳴く聲の數に據りて上卦を作るをいふ。此の場合に於ては、一切その鳥獸の數を問はず、只だ鳴き聲に據る。たとへば一聲なれば乾とし、

二聲なれば兌とし、三聲なれば離とし、四聲なれば震、五聲なれば巽、六聲なれば坎、七聲なれば艮、八聲なれば坤とすべし。

尤も鳴き方の如何をも判断の中に加ふるのである。たとへば其の聲が嬉し氣に面白く聞ゆるは吉にして、悲し氣に鳴咽ぶやうに聞ゆるは凶に、又喧しく聞ゆるは、口舌を起すの兆と知るべし。

(四)その鳥獸の種類を審かにして、吉凶を断ずるとは、たとへば鳥類に就て言へば同じ 鳥の中にも、鶴の聲を聞けば吉なれども、鳥の如きは、その鳴き方に依りて不吉とも爲るべく、又鷺鵬の鳴くは、災の前兆とするの類である。

第二十章 一般に音聲を聞いて

吉凶を断ずる法

閑静なる家にて、目に見る物なき時は、只だ耳に聞く所に據りて卦を起すもよろし。此の折には、ヤハリ前章の如く、其の數を算へて、一聲なれば乾とし、二聲なれば兌といふやうにすべく、又その方位を察して、南方なれば離、北方なれば坎といふやうにすべし。又その聲の嬉しきか、哀しきかに據りて吉凶を定むることも前章の通りである。

尤も時に依りては、一聲、二聲など、數へず、その聲が人の言語談話などの如く、口より發する時は兌卦とし、海、河、瀑布、又は雨の音などなれば坎卦とし、火の燃ゆる音などなれば離卦とし、風の音なれば巽卦とし、同じ風にても、それが爲めに草木の鳴る音や又は拍子木などの音なれば震卦とし、金器の音なれば乾卦とし、土器の音なれば坤卦とし、又鼻洩をかむ音、手を拍つ音なれば艮卦となるの類である。

第二十一章 形状、及色彩を見て

吉凶を断する法

形状の占ひとは、圓き物を乾とし、四角、及び其の他角のある物を坤とし、内堅く、外柔かき物を坎とし、外堅く、内柔かき物を離とし、乾燥したる物、又は枯れたる物、も又離とし、缺けたる物を兌とし、長き物、又は柔かき物を巽とし、仰向きたる物、盆の如き物を震とし、俯覆ひたる物、又は蓋のある物を艮とするの類である。

色彩の占ひとは、青き物を震とし、白き物を兌とし、赤き物を離とし、黒き物を坎とし、黄き物を坤とし、玄黄なるを乾とし、碧色を巽とするの類である。言ふ迄もなく、二卦の取合に依りて吉ともなれば、凶ともなるのである。

第二十二章 尺度にて量るの物占法

たとへば呉服物、又は繩紐などの如き物差を用ひて度る物を占ふには、丈數を八にて除したる殘數を上卦とし、尺數を除したる殘數を下卦とし、又此二つを合せた上に、時の數を加へて、之を六にて除したる殘數を動爻として、卦を起すべし。

但し寸以下の數は之を用ゐず。若し何尺何寸といふ迄に止まりて、丈迄に至らざる物を占ふときは、尺數を八にて除したる殘數を上卦として、寸數を八にて除したる殘數を下卦とすべし。

米酒などの如き升目を用ゆべき物、又は砂糖漢藥などの如き權衡を用ゆべき物を占ふにも亦尺度にてはかるべき物の例に準す。

第二十三章 人の依類に應じて占ふの法

凡そ易占を請ふ人ある時は、之を占ふ法に大要八種あり。

- (一) 其の人格に據る事。
- (二) 其の音聲に據る事。
- (三) 諸を其の身に取る事。
- (四) 諸を其の物に取る事。
- (五) 其の衣服の色彩に據る事。
- (六) 觸るゝ所の外物に據る事。
- (七) 年月日時に據る事。
- (八) 書面にて依頼し來りたる場合に於て、その書面の字數に據る事。

是れなり。

(一) 其の人格に據るとは、例へば、依頼者が若し老人なれば乾の卦とし、老婆なれば坤の卦とし、壯年男女なれば震の卦、又は巽の卦とし、中年なれば坎の卦、又は離の卦とし、青年なれば艮の卦、又は兌の卦とするの類である。

(二) 其の音聲に據るとは、依頼者が初に言ひ出したる一句を文字に書き、字數を分けて卦を作るをいふ。其の法は、前章に載せたる字數の例に同じ。若し依頼者の言語が二句なれば、前の一句を以て上卦を作り、後の一句を以て下卦を作るべし。又若し依頼者の話が長物語にて數句、或は數十句に涉りたれば、最初の一句を以て上卦を作り、最後の一句を以て下卦を作るべし。其餘の諸句は何程多しとも、一切捨て、用ゐぬのである。

(三) 諸を其の身に取るとは、例へば、依頼者が頭を動かすときは乾とし、腹に接るときは坤とし、足を動かすときは震とし、股に接るときは巽とし、耳に接るときは坎とし、目を動かすときは離とし、鼻に接るときは艮とし、口に接るか、又は舌を出す

などの時は兌とするの類である。委しくは、第十三章、八卦象意の部を参考すべし。

(四) 諸を其の物に取るとは、依頼者若し其の手に物を持つときは、其の物に目を注ぎて、若し其の物が金玉、又は鏡、又はその他圓き物であつたらば乾とし、文章、又は土器(陶器も然り。)又は四角な道具などの類にてあつたらば坤とし、笛、又は竹の筒、盆、又は樹木の類にてあつたらば震とし、鋸、鑿、又は繩などの類にてあつたらば巽とし、魚、又は酒、鹽、食物などの類にてあつたらば坎とし、鰕、蟹、甲冑、又は花卉、枯木の類であつたらば離とし、果物、又は石の類であつたらば艮とし、樂器類、缺けたる器、口のある物などの類にてあつたらば兌とするなどがそれである。委しくは亦第十三章、八卦象意の處と参照すべし。

(五) 其の衣服の色彩に據るとは、依頼者若し黒色の衣服を着るときは坎とし、青色の衣服を着るときは震とし、白色の衣服なれば兌とし、黄色の衣服なれば坤とし、赤色の衣服なれば離とし、玄黄色の衣服なれば乾とし、緑色なれば巽とするの類である。

(六) 觸る、所の外物に據るとは、例へば、占筮せんとする時、偶然に氷が目に觸れば乾とし、布帛の類は坤とし、水を見れば坎とし、火を見れば離とし、雷を聞けば震とし、風に觸るれば巽とし、池澤を見れば兌とし、山を見れば艮とするの類である。

(七) 年月日時に據るとは、則ち第十四章などに説きたるが如き是れなり。

(八) 書面にて依頼し來りたる場合は、其の書面の字數によりて占ふをいふ。

第二十四章 靜物の占法

靜物とは、動物と相反し、一所に定在して動かざる物をいふ、地所、家屋、樹木、江、河、山、石、又は疊、椅子、枕などの類是れなり、此の中にて江河山石などは永久不變の性質を帯びたるものゆゑ、之に據りて卦を敷くべからず、地所、又は他より買入れたる家屋は、始めて買入れたる年月日時に據りて占ふべく、自分が建築したる

家屋ならば、その建築したる年月日時に據るべし、又壘、椅子、枕などの如き器具は、始めて買ひ入れたる年月日時に據るべく、樹木は始めて植ゑたる年月日時に據るべし。しかしながら此の種の静物は、何か事故なければ占はざるを定則とす、彼の邵康節の梅花の占ひなどは、雀が枝上に於て相争ひ、地に墜ちたのを見た故に占つたのである、牡丹の占ひの如きも亦客人の間に依て占ひたるものである。

第二十五章 家畜を飼ふ時の占法

牛、馬、犬、猫、雞などの如き家畜を飼養せんと思はば、その生れたる年月日時に據りて吉凶を占ふべし、勿論他より買入れ、又は貰ひ受くるなどの場合には生年月日時を詳かにしがたきことあるべければ、かゝる折には、その買入れ、又は貰ひ受くる時の年月日時に據りて占ふべし、而して吉なる時は飼養すべく、凶なる時は不吉なり。

中 篇

第三篇 占法二

第二十六章 心易秘訣

【上篇に於ては、簡易なる占法を説いた、下篇に於ては、粗より密に進みて、心易の心易たる所以の占法を説かん。】

凡そ人間萬事、吉凶あらざる事なし、その吉凶の始めて微かに兆を見はすを幾といふ、卑陶の賢人が禹となつた人に教ふる辭にも「一日二日萬幾」とあり、わづか一日か二日の間にも、吉に向ひ、凶に向ふべきまじきは、數限りなくありとなり、しかし此のまじきは、その理あれども、その形なきものなれば、象を假り、その義をとりて占ふ、たとへば、乾は剛健の理あるに依りて、象を馬に取り、坤は柔順の理あるに依

りて、象を牛に取る、これに據りて又吉凶の理を占ひ定むべし、さりながら卦象には一定不變の理あれども、此の活社會は宛も走馬燈の如く、時々刻々變動するが故に、易は亦一面に於て不變の理を確守すると同時に、一面に於ては變易の作用を以て此の社會に應せざるべからず、されば、同じ卦、同じ爻にても、其の時の模様により、其の人の環境と心掛とに依りて、吉ともなり、凶ともなるのである、たとへば豐太閤は微賤の時に、地水師の坤に之くを得て非常の立身出世を爲したれども、世の同卦を得たる人必らずしも非常の立身出世を爲すこと能はず、陳の公子完は風地觀の天地否に之くを得て、其の子孫、齊國の君と爲りたれども、餘の人此の卦を得たらば、寧ろ凶に近からんか、本書に就て言ふも、觀梅の占ひには、天風姤を得て、少女の花を折り、股を傷つくるを知りたれども、將來澤火革を得る時、必らずしも少女の花を折り、股を傷つくる占ひと爲すを得ず、牡丹の占ひには、天風姤を得て、此の花の、馬の爲めに蹂躪せらるゝを知りたれども、亦將來天風姤を得る時、必らずしも牡丹が馬の爲め

に蹂躪せらるゝの占ひと見るを得ぬのである、要するに、諸種の事情を參考として、始めて百發百中の妙域に進むべきである。

第二十七章 卦の體用

(一) 體用の別

言ふ迄もなく、體は本體、用は本體の作用をいふなれども、卜筮の方よりいふときは、上卦、下卦の中に於て、變爻のある方を用とし、なき方を體とす、たとへば前章に引きたる豐太閤の占例に就て言へば、地水師の九二を得た時には、地水師の坤に之二が變爻、即ち動爻となる故に、下卦が用にして、上卦は體である、又陳の公子完の占例に就て言へば、これは風地觀の六四を得たのであつて、六四が變爻、即ち動爻ゆゑ、上卦が用にして、下卦は體である。又本書觀梅の占ひに就て言へば、澤火革の初

九を得て、初九が變爻、即ち動爻ゆゑ、下卦が用にして、上卦は體である、又牡丹の占ひに就て言へば、天風姤の九五が變爻、即ち動爻ゆゑ、上卦が用にして、下卦は體である。

此の體用の二つの中で、體卦は主にして、用卦は事を占ふ方とす、又互卦なるものあり、第十四章「又之卦、即ち變卦なるものあり。たとへば、地水師の九二が變じて坤に之く時は、地水師は本卦にして、坤は之卦、即ち變卦である。風地觀の六四が變じて天地否に之く時は、風地觀は本卦にして、天地否は之卦、即ち變卦である。要するに用卦は占事とし、委し互卦は占事の中間に應ずる時とし、之卦は占事の終に應ずる時とす。

(二) 體の卦氣

體の卦氣は盛なるを宜しとす、衰ふるは宜しからず、卦氣の盛衰とは、たとへば、震と巽とは春の卦にして、離は夏の卦なり、兌と乾とは秋の卦にして、坎は冬の卦なり

り、又坤と艮とは四季の土用の卦なり、故に春の占ひに震巽を得、夏の占ひに離を得、秋の占ひに兌乾を得、冬の占ひに坎を得、四季の土用の占ひに坤艮を得るときは、卦氣盛にして宜しけれども、之に反して春の占ひに坤艮を得る時は卦氣は衰といはねばならぬ、元來春は木なり、坤艮は土なり、木は土を剋し、今得た卦は春の爲めに剋せらる、故に、よろしからず、夏の占ひに乾兌を得る時は、卦氣亦衰ふなり、委しく言へば、夏は火にして、乾兌は金なり、火は金を剋し、今得た卦は夏の爲めに剋せらる、その他、秋金に於て震巽木を得、冬水に於て離火を得、四季の土用土に於て坎を得るは皆衰である。

(三) 體と用、互、之との關係

- (一) 用卦、互卦、之卦より體を生ずるは吉。
- (二) 用卦、互卦、之卦より體を剋するは凶。
- (三) 體と用卦、互卦、之卦と互に相比和するは吉。

(い)用卦、互卦、之卦より體を生ずるとは、たとへば、體が坎の卦である時に、用卦、又は互卦、又は之卦が、乾の卦、又は兌の卦である時は、金生水とて、用、又は互、又は之より體を生ずるのである、今之を表に示すときは左の如し。

體——坎 用、又は互、又は之——乾、兌

體——離 用、又は互、又は之——震、巽

體——乾、兌 用、又は互、又は之——坤、艮

體——坤、艮 用、又は互、又は之——離

體——震、巽 用、又は互、又は之——坎

右の場合に於ては、孰れも用卦、又は互卦、又は之卦が體卦を生ずる故に吉である。之に反して又

體——用、又は互、又は之

坎——坤、艮

離——坎

震、巽——乾、兌

乾、兌——離

坤、艮——震、巽

右の場合に於ては、孰れも用卦、又は互卦、又は之卦が體卦を剋する故に凶である。又體と用、互と之と互に相比知するとは、體が坎なれば用、互、之も坎、體が離なれば用、互、之も亦離といふ如くに、兩々相同じきをいふ、これも亦吉である。

(四) 本體、用事、朋黨

前節を反復して更らに言ひ残したる件々を補ひ説かんに、本體をば己れの身と爲し、用卦をば用事、即ち占ふべき事項と爲し、互卦をば中間の應驗と爲し、之卦をば最後の應驗と爲す、それゆゑ用卦吉にして、之卦凶なる時は、始め吉にして終り凶、又用卦凶にして之卦吉なる時は、始め凶に、終りは吉である、而して用より體を生ずる時

は、吉なれども、體より用を生ずる時は、用は強くなるも、體は弱くなるゆるる凶なり、又體より用を剋する時は吉なれども、用より體を剋するは甚だ宜しからず、且つ體より用を生ずる時は損耗の患ひあり、用より體を生ずる時は利達の喜びあり、體用相和する時は諸事大吉である。

又體にも、用にも朋黨ありて、體の朋黨多き時は、體の勢は盛なれども、若し用の朋黨多き時は、用の勢は盛なるも、體の勢は衰へざるを得ず、たとへば、體が金である時に、互卦、之卦の内に金の卦多ければ、之を體の朋黨多しといひ、用が金である時に、互卦、之卦の内に金の卦多ければ、之を用の朋黨多しといふ。

(五) 體用相生相剋等の例外

凡そ梅花心易は、體用の相生相剋等によりて吉凶を断定するを以て恒例と爲せども、往々其の例外なきにあらず。たとへば第五十八章に載せたる見真寺の額の占ひの如きは、山地剝の卦にて體は艮土に、用も坤土なり。且つ互卦も坤土、之卦も艮土なれば、

すべて相比和するを以て、無論吉占なるべし、然るに之を不吉と断定したるは何故ぞと尋ぬるに、當時の寺院は、男子のみ居りて女子の居らぬ場所であつた、夫れ男子は陽なり、女子は陰なり、然るに山地剝の卦は、陰の陽を剋する卦——即ち陰の陽を消する卦——なり、それゆゑ女子の禍ありと断定したのである、シテ見れば、單に體用相生相剋等の定則にのみ拘泥して、易理に暗らき時は判断を誤ることあり、能く心得べきである。

又第五十九章を観るに、占ひを請ふ人の、今日動靜如何と問ひたる時、地風升の初六を得た。體は坤土、用は巽木にして、互卦は雷澤歸妹、即ち震木と兌金とである、又之卦は地天泰、即ち坤土と乾金とである、依て考ふるに、用は勿論體を剋す、其の他に於ても、震木は體を剋し、兌金、乾金は體より生ぜらる、獨り坤土のみは體と相比利すれども、一も體を生ずるの卦なし、さるに人に招待せらるべしと判断する所以は、畢竟兌の口あり、又『今日動靜如何』の六字中に、『如』の字と、『何』の字との如く、

口の附く字兩箇あり。且つ坤を腹と取る。則ち口腹の二つに依りて、饗應に招かる、の兆としたるならん、委しくは第五十九章に就て觀るべし。

又用より體を生せず、互卦、之卦より體を生じて吉なる例あり、たとへば、第五十四章に載せたる青年喜色あるの占ひを觀るに、當時山火賁の六五を得たれば、體は離火、用は艮土ゆる、寧ろ體より用を生ずれども、用よりは體を生せず、只だ互卦は雷水解にして、坎水は體を剋すれども、震木は體を生じ、又之卦は風火家人にして、巽木は體を生じ、離火は體と相比利す、而して吉兆とされた。

又用より體を剋せず、互卦、之卦より體を剋して凶なる例なり、たとへば、第五十五章に載せたる牛の哀み鳴きたる時の占ひを觀るに、當時地水師の六三を得たれば、體は坤土、用は坎水にして、體より用を剋すれども、互卦は地雷復にして、震木は體を剋し、之卦も亦地風升にして巽木は體を剋するに依り、體と用とのみの關係に於ては吉占に似たれども、互之共に體を剋するを以て凶占となつたのである。

そののみならず、前の青年喜色の占ひに於ては、晉に互卦、之卦より體を生ずるのみならず、その得たる爻辭を觀るに、『束帛戔々たり。……終に吉なり』山火賁 六四とあり此の語に據りて亦吉占たることを明かにすべし。

又牛が哀み鳴くの占ひに於ては、たとひ用水より體土を剋せざるも、既に互卦水之卦木が體を剋する上に、その爻辭を觀れば、『師或は尸を輿ふ。凶なり』地水師 六三とあり、三百八十四爻中の第一流とか稱すべき惡爻である、理を以て推すに、豈吉事のあらべきいはれあらんや。

第二十八章 當用判斷

凡そ人々一代、又は其の時々の吉凶を占ふには、體卦を本人とし、用卦を吉凶禍福の應とす、而して體より用を剋すれば、何事も吉なれども、用より體を剋すれば、何

事も悪しく、又體より用を生ずれば、前章にも述べた如く、何事も耗り失ふの患あり、用より體を生ずれば、進んで益を得るの喜びあり、體用相比和すれば、諸事順利である。

さて用は勿論の事、その他互卦、之卦より體を生ずるは吉なれども、同じ吉の中にも、其の體を生ずる卦が八卦の何れであるかに依りて種々である、左にその大要を記さん。

(一) 體を生ずる卦が乾である時は、官途に就て利益を得る事を主る。例を擧げて言へば、

- (い) 官位昇進す。
- (ろ) 功績あるの故を以て、勳章を受領し、又は賜金を得。
- (は) 學問徳望ある人なれば、思はぬ優遇を蒙る事あり。
- (に) 目上の人より物を送らるゝ事あり。

- (ほ) すべて金錢、又は名譽を得るの喜びあり。
- (へ) 訴訟事あれば必ず勝つ。
- (二) 體を生ずる卦が坤である時は、
- (い) 田圃家屋に就ての喜びあり。
- (ろ) 田地上に就て財を得。
- (は) 郷里の人より財寶を得。
- (に) 女子に關して利を得。
- (ほ) 米麥大豆黍粟等を得。
- (へ) 絹木綿羅紗等を得。
- (三) 體を生ずる卦が震である時は、
- (い) 山林の益あり。
- (ろ) 山林に就て財を得。

- (は) 東方の人より財を得。
- (に) 奔走勞力等に依て喜びあり。
- (は) 材木を賣買して利あり。
- (へ) 草木の名を姓氏に附けたる人、又は姓氏の文字の中に、草冠か、木ヘンを書きたる人に依て喜びあり。
- (四) 體を生ずる卦が巽である時は、
 - (い) 山林の益あり。
 - (ろ) 山林に就て財を得。
 - (は) 東南隅より財を得。
 - (に) 草木にて利を得。
 - (ほ) 茶などの類にて利を得。
 - (へ) 人より菓子、蔬菜などを送り來る。

- (五) 體を生ずる卦が坎である時は、
 - (い) 北方より財を得。
 - (ろ) 北方の利を受く。
 - (は) 水邊の人より財を得。
 - (に) 水の名を姓氏に附けたる人、又は姓氏の文字の中に、三水の文字ある人に依て諸事、心に稱ふ。
 - (ほ) 魚、鹽、又は酒、酢、醬油、油の類を販賣して利あり。
 - (へ) 人より魚、鹽、酒などを送らる。
- (六) 體を生ずる卦が離である時は、
 - (い) 南方より財を得。
 - (ろ) 文書の喜びあり。
 - (は) 鍛冶などをしてよし。

- (ニ)ヘンか、ツクリに火の字を附けたる人より財を得。
(ホ)南方の利を受く。
(ヘ)瓦斯、電氣の類に依て利を得。
(七)體を生ずる卦が艮である時は。
(イ)東北隅より財を得。
(ろ)山か田の類に就て喜びあり。
(は)山林、田地に就て財を得。
(ニ)土ヘンのある姓氏を附けたる人より財を得。
(ハ)アイウエオ、又はワ井ウエヲ、又はヤイユエヨの内の聲ある文字を姓氏に附けたる人より財を得。
(八)體を生ずる卦が兌である時は、
(ろ)西方より財を得るか、又は大なる喜びあり。

(ろ)飲食を人に進めらるゝの喜びあり。
(ハ)金ヘンのある姓氏を附けたる人より財を得るか、その他、大なるよろこびを受く。

(ニ)サシスセソの内の聲ある文字を姓氏に附けたる人より財を得。

(ハ)主人となり、若くは客となりて樂みあり。

(ヘ)朋友講習のよろこびあり。

又用は勿論、互卦、又は之卦より體を剋するは凶なれども、同じ凶の中にも、其體を剋する卦が八卦中の何れであるかに依て種々である。また左に其の大要を擧げん。

(一)體を剋する卦が乾である時は、

(イ)月給生活の人は、職を免せらるゝの憂あり。

(ろ)一家一門の憂あり。

(ハ)財寶を失ふ事あり。

- (に) 金錢米穀に就て損耗あり。
- (ほ) 目上の人に怒らるゝことあり。
- (へ) 罪を受くることあり。
- (二) 體を剋する卦が坤である時は、
- (い) 田島に就て憂あり。
- (ろ) 田島に就て損失あり。
- (は) 目下の者より害を受くることあり。
- (に) 女難あり。
- (ほ) 布帛に就て損失あり。
- (へ) 米穀麥豆の類に就て損失あり。
- (三) 體を剋する卦が震である時は、
- (い) 虚しく驚く事あり。

- (ろ) 常に恐るゝこと多し。
- (は) 身心静かなることなし。
- (に) 邸内に妖災を見、又聞くことあり。
- (ほ) 草冠、又は木ヘンの文字を姓氏に附けたる人に侵し害せらるゝことあり。
- (へ) 山林に就て損失あり。
- (四) 體を剋する卦が巽である時は、
- (い) 草冠、又は木ヘンの文字を姓氏に附けたる人に侵し害せらるゝことあり。
- (ろ) 樹木の名を姓氏に附けたる人に侵し害せらるゝことあり。
- (は) 山林、又は墳墓に就て心配あり。
- (に) 何事を企つるにも東南隅を忌む。
- (ほ) 家に居ては女子の小口厄を防ぐべし。
- (五) 體を剋する卦が坎である時は、

- (い)地位を下げらるゝ事あり。
- (ろ)貧賤に陥る事あり。
- (は)盜難に遇ふの惧あり。
- (に)冠讐に遇ふの惧あり。
- (は)水邊の人に害せらるゝことあり。
- (へ)酒を飲で禍を醸すことあり。
- (と)三水の附いた姓氏の人に害せらるゝ事あり。
- (ち)北方の人に殃せらるゝことあり。
- (六)體を剋する卦が睽である時は、
- (い)文書に就て憂あり。
- (ろ)火事に驚く事あり。
- (は)南方より害を受くる事あり。

- (に)火ヘンの附いた姓氏の人に害せらるゝ事あり。
- (ほ)食物の乏しき爲めに苦勞することあり。
- (へ)日射病などを豫防すべし。
- (七)體を剋する卦が艮である時は、
- (い)何事もスラ／＼と進み難し。
- (ろ)百事半途にて障碍を生じ易し。
- (は)山林田地に就て損失あり。
- (に)土ヘンの附いた姓氏の人に侵し欺かるゝ事あり。
- (ほ)東北隅の禍を防ぐべし。
- (へ)墳墓の憂あり。
- (と)何事に附けても兎角安穩を缺く事あり、慎むべし。
- (八)體を剋する卦が兌である時は、

- (い) 西方の害あり。
- (ろ) 口舌の紛争あり。
- (は) 口ヘンの文字を姓氏に附けたる人に侵し侮られ、或は挫折せらるゝの憂ひあり。
- (に) 飲食に就て憂あり。
- (ほ) 女難の惧あり。
- (へ) 事の破るゝ惧あり。

- (九) 占ひ得たる卦の世爻に委しを觀て、その人の境遇如何を知るべし。
- (い) 世爻が若し妻財爻に委しにして、且つ動くときは、其の人に父母なきを知るべし。
- (ろ) 世爻の妻財爻が空亡に委しなるときは、その人は、年少くして父母に別かれ

他家に養子となつた人である。

- (は) 世爻が兄弟爻に委しにして、且つその得たる卦に妻財爻がなきときは、其の人は獨身である。
- (に) 前項の場合に於て、若し妻財爻あるも空亡するときは、妻は危篤の病に陥つて居るのである。
- (ほ) 世爻が若し父母爻にして且つ動き、殊に子孫爻に委しなきか、又はあるも空亡するときは、その人には子がないのである。
- (へ) 世爻が若し官鬼爻に委しにして且つ動き、その卦に兄弟爻なきか、或はあるも空亡するときは、その人には兄弟がないのである。

- (一〇) 占ひ得たる卦の下卦を觀て、その人の心情如何を知るべし。
- (い) 下卦が乾、又は坤なれば、子を慈愛し、悪る氣のなき人なり。

- (ろ) 下卦が震なれば、常に心配のある人なり。
- (は) 下卦が巽なれば、心悪しき人なり。
- (に) 下卦が坎なれば、智巧多き人なり。
- (ほ) 下卦が離なれば、聰明にして善人なり。
- (へ) 下卦が艮なれば、心に平易なる人なり。
- (と) 下卦が兌なれば、常に喜悦多く且つ言辭の巧みなる人なり。

第二十九章 婚姻の占ひ

附 女子の醜美を知る事

凡そ妻を娶り、婚を迎ふるに、男子の方に於て占ふも、女子の方に於て占ふも、其の占ひ方は同じ。但し男子の方に於て占ふ時には、體卦を男子と取り、用卦を婚姻と

取るべく、女子の方に於て占ふ時には、體卦を女子と取り、用卦を婚姻と取るべし。

(い) 體より用を剋する時は、婚姻必ず吉なり。

(ろ) 用より體を剋する時は、婚姻必ず凶なり。

(は) 體より用を生ずる時は、婚姻成就し難く、たとひ成就するとも、恥を受くる事あるべし。

(に) 又體より用を剋する時は、(い)の如く、婚姻成就すべし。然れども遅く成就するであらう。

(ほ) 用より體を剋する時は、婚姻成就し難し。たとひ成就するとも、(ろ)の如く害あるべし。

(へ) 體用相比和する時は、婚姻必ず成就すべく、大吉にして繁榮の基ひとなるべし。

右の外に又世應身をも見るべし。此の場合に於ては、世を男子と取り、身應を女子

と取るのである。

(い)世爻と應爻と相比和するときは大吉なり。

たとへば、水火既濟の卦の如く、世爻三は己亥水にして、應爻六は戊子水なるときは、二者共に水にして兄弟なるの類、之を世爻と應爻と相比和するといふ。

(ろ)世より應を剋し、若くは應より世を剋するときは婚姻成り難し。強て結婚するとも悪し。

(は)世と應と相生するときは大吉にして、百年偕老の契を全ふすべし。

(に)世爻が若し妻財爻であるときは、妻必らず死す。

(ほ)身爻が若し官鬼爻であるときは、不吉にして、傾き亡ぶべし。

(へ)遊魂の卦を得るときは、他日離別の悲みあるべし。

(と)又世爻を媒酌と取る。而して世爻が若し陽爻であるときは、媒酌は男子であ

ることを知るべく、世爻が若し陰爻であるときは、媒酌は女子であることを知るべし。

(ち)若し得る所の卦が乾、又は坤であるときは、婚姻成らず。強て結婚するときは悪し。

妻と爲るべき女子の容貌體格等は如何にして知り得べきやと尋ぬるに、

(い)若し金爻が妻財爻であるときは、其の女子は美人なり。

(ろ)若し木爻が妻財爻であるときは、其の女子は蒲柳の質である。

(は)若し土爻が妻財爻であるときは、其の女子は肥滿の人である。

(に)若し火爻が妻財爻であるときは、其の女子は赤毛である。

(へ)若し水爻が妻財爻であるときは、其の女子は聰慧である。

(へ)若し其の得たる卦の中に於て、六爻何處にも子孫爻がなきときは、たとひ夫

婦の間の愛情は濃密なりとも、子を擧ぐることなし。

良人し爲るべき男子の容貌體格等は如何にして知り得べきやと尋ぬるに、

- (い) 若し金爻が官鬼爻であるときは、其の男子は美丈夫である。
- (ろ) 若し木爻が官鬼爻であるときは、其の男子は瘦軀である。
- (は) 若し土爻が官鬼爻であるときは、其の男子は肥大の人である。
- (に) 若し火爻が官鬼爻であるときは、其の男子は赤毛である。
- (ほ) 若し水爻が官鬼爻であるときは、其の男子は頗る才子である。

第三十章 子の有無を知る法

附 子女の數を知る法

多年夫婦と爲りて同棲するも子なき人あり、此の類の夫婦には遂に子なかるべきか。又は久しきを経て後に子を擧ぐる者もあるべきか。之を占ふには、第十四章に述べたる如く、年月日を合せたる數を八除し、その殘數を以て上卦を作るべく、次に又此の三者に時を加へたる和を八除し、その殘數を以て下卦を作るべし。かくて得たる卦の六爻中に子孫爻があるか、なきかを見よ。若し子孫爻なきか、又は有りても旬空に逢ふならば、旬空は又空亡ともい、結局子なしと知るべし。若し又子孫爻ありて、且つ旬空に逢はぬときは、遅くとも必ず子を擧ぐべし。

さて又いよく子は有るものと確定して、さて其の子の數は如何と尋ぬるに、此の場合に於ては、五行生成の數に據るべし。五行生成の數とは、

生	數——水一	火二	木三	金四	土五
成	數——水六	火七	木八	金九	土十

是れなり。

そして若し子孫爻が水なれば子は一人か、又は六人あるべし。又子孫爻が火なれば子は二人か、又は七人あるべし。若し子孫爻が木なれば、子は三人か八人あるべく、金なれば四人か、九人あるべく、土なれば、五人か、十人あるべしといふ。

或は云ふ。史記仲尼弟子傳の正義が孔子家語を引て言ふ所に據れば、孔夫子の御弟子たる商瞿は、三十八歳の時、尙ほ子を得なんだれば、姑は更らに婦を娶らんと望んだ、けれど孔夫子は、占ひて『將來五人の男子を擧ぐべし』といはれた。そして子貢の質疑に對して『得た卦は山天大畜である。大畜は艮の第二世卦なれば、世爻は九二甲寅木にて、應爻は六五丙子水なり。五人の男兒あるべし』と答へられた。山天大畜の卦は、第九章に掲げた通り、子孫爻のない卦である。さるに孔子が五人の男兒あるべしといはれたのは何故かと。私の考では、此の商瞿の話は甚だ怪むべきものでもあり、殊に今日の所謂五行易は、秦火以後、漢の京房等に始まつたものなれば、之を以て秦火以前の易占を律せんとするは、聊か無理といはねばならぬ。

第三十一章 妊娠の占法

附 男兒か女兒かを察し、又双生兒を知る法

すべて妊娠の占ひには、體卦を母と取り、用卦を生まるべき兒と取る、而して二者共に旺すれば吉なれども、衰なれば凶である、又二者相生するときは吉なれども、相剋するときは悪し。且つ

- (い) 體より用を剋するときは産兒死す。
- (ろ) 然れども、若し用卦旺するときは死せず。
- (は) 用より體を剋するときは母死す。
- (に) 然れども、若し體卦旺するときは死せず。
- (ほ) 用より體を生ずるときは、分婉申分なし。
- (へ) 體より用を生ずるときは生兒健全なり。

(と) 體用相比和するときは、母子共に健全なり。
又一法あり。

(甲) 若し陰曆正月に占ひて、巳爻以下做之が動爻であり、二月に占ひて酉爻三月に占ひて丑爻、四月巳爻、五月酉爻、六月丑爻、七月巳爻、八月酉爻、九月丑爻、十月巳爻、十一月酉爻、十二月丑爻が動爻であるときは、母必らず死す。

(乙) 若し陰曆正月、又は七月に占ひて、寅爻が父母爻であるか、又は五月、十一月に占ひて、戌爻が父母爻であるか、或は六月、十二月に占ひて、子爻が父母爻であるときは、産婦は警戒の必要あり。

但し何れの爻も靜爻なるときは、一切是れ等の憂なし。

(丙) 若し又前項の如く、正月、又は七月に占ひて、寅爻が子孫爻であるか、五月、十一月に占ひて、戌爻が子孫爻であるか、或は六月、十二月に占ひて、子爻、申爻が子孫爻であるときは、胎兒、胎より出ることを得ず。

但し下卦が乾、坎、離、兌中の一つであるときは、その憂なし。

然らば其の生まるゝ小兒が男兒であるか、將た女兒であるかを知るの法如何。

(答) 男女を判別するの法は、體、用、及び互卦、之卦の内に陽卦、陽爻が多ければ男兒にて、陰卦、陰爻が多ければ女兒である、但し若し陰陽同數なるときは、座中の人を數へて、奇數なれば男兒、偶數なれば女兒である。

【陽卦とは乾震坎艮の四卦をいひ、陰卦とは坤巽離兌の四卦をいふ。】

又(い) 若し下卦に子孫爻あり、而かもその爻は陽爻にして且つ動爻であるときは、その生まるゝ小兒は男子である。

例へば、風山漸に於て九三が動くとき、火水未濟に於て九二が動くとき、天風姤に於て同じく九二が動くときの類がそれである。

風山漸



火水未濟



天風姤



(ろ)若し雷地豫の卦の如く、子孫爻が陽爻にして、初爻、上爻、并にその他が皆陰爻であるときは、陰が陽を包む故に、産兒は男子である。

雷地豫



(は)若し離爲火の卦の如く、子孫爻が陰爻にして、初爻、上爻等の陽爻が之を包むときは、陽が陰を包む故に、産兒は女子である。

離爲火



(に)又八卦三畫を以て占ふの法あり。此の法に據れば、夫の年齢を上爻と定め、

妻の年齢を以て下爻と定め、第二爻、即ち中爻を以て胎兒と定む、たとへば、夫は二十八歳にして、妻は二十歳なるときは、二十八を三除すれば一を餘す、一は奇數ゆえ陽爻と取る、又二十を三除すれば二を餘す、偶數ゆえ陰爻と取る、又受胎の月を六月とするときは偶數ゆえ又陰爻と取る、即ち☷にして艮卦である、而かも艮は陽卦ゆえ、胎兒の男子であることを知るべし。

又夫は二十一歳にして、妻は十九歳であるときは、二十一を三除すれば、餘數なきゆえ、三とす、奇數ゆえに陽爻と取る、又十九を三除するときは、一を餘す、これも奇數ゆえに陽爻と取る、而して受胎の月は四月であるときは、偶數と取る、これを排列するときは☲即ち離卦である、而かも離は陰卦ゆえ、胎兒の女兒であることを知るべし、餘は推して知るべし、萬一此の定則に違ひて生まるゝときは、その子は天死するといふ、是れ亦一法なれば、茲に載せて參考に供す。

又分婉の期日を知るには、

(い)用卦が何の卦であるかに依るべし。たとへば、乾なれば一日、坤なれば八日目の類是れなり。

(ろ)若し山地剝、水雷屯、火澤睽、天澤履等の如く、世爻が子孫爻であるときは一日の猶豫もなく分婉す。

双生兒を知る法、

(い)若し山水蒙、天水訟、天火同人、雷水解等の諸卦の如く、全卦六爻の中に子孫爻が二つあるは、双生兒を分婉するの兆候である。

(ろ)若しその子孫爻が、火風鼎、火山旅等の如く、兩爻共に陰爻であるときは、二兒孰れも女子たるの兆候である。

(は)若し又その子孫爻が天水訟の卦の如く、兩つながら陽爻であるときは、二兒孰れも男子たるの兆候である。

(ニ)又火水未濟、風水渙等の如く、その子孫爻が一は陽爻、一は陰爻であるときは、一は男兒、一は女兒たるの兆候である。

(ハ)又その兩爻共に當時旺であるときは、二兒共に健康である。

(ヘ)若し一は旺、一は死であるときは、一兒は健全に、一兒は死す。

第三十二章 求職—俸給生活

凡そ俸給生活を爲す人には、官公吏あり、教員あり、會社員等あり、又その收入にも多きあり、寡きありて一様ならねど、之を希望する趣きは大同小異なれば、茲に一括して其の占法を述べん。

孰れにもせよ、之を占ふには、求職者を體とし、其の職を用とすべし、

(イ)體より用を剋するときは、希望成就することを得、さりながら長引くべし。

(ロ)用より體を剋するときは、到底その望みを遂ぐることを得ず、縦しや萬一遂げ得るとも、却て害あり。

(ハ)體より用を生ずるときは、たとひ心を千々に碎くとも、勞多くして功少なし。

(ニ)用より體を生ずるときは、心を勞せずして願望成就すべし。

(ホ)體用相和するときは、願望、意の如くに叶ふべし。

第三十三章 實業

實業には、農工商大小種々あれど、これも一例として商家日常の賣買を擧ぐ、他は推して知るべし。

商家に於て賣れ行きの如何を占ふには、亦前章と同じく、商家自身を體とし、賣れ行き如何を用とすべし。

(い) 體より用を生ずるときは、賣れ行きよし、又仕入るゝも宜し、さりながら何方も長引くべし。

(ろ) 用より體を生ずるときは、賣れ行き、又は仕入れ共によろしかるべし。

(は) 體より用を剋するときは、賣れ行き、仕入れ共に見込みなし、たとひ成就するとも損失を免かれ難し。

(に) 用より體を剋するときは、賣れ行き、仕入れ共に上首尾なり。

(ほ) 體用相比和するときは、賣れ行き、仕入れ共に着々運ぶべし。

(へ) 又妻財爻より世爻、身爻を剋するときはよし。

(と) 世爻、身爻、旺相に在りて妻財爻と比和するときは頗るよし。

第三十四章 一攫萬金

世の奢侈に赴くと、物價の逐日騰貴するに伴れて、細き利得にては、たとひ稼ぐも貧乏に追及き難きの惧れあり、隨て株式又は米穀の相場賣買、その他冒險事業に手を出さんとする者少なからず、一攫萬金の快味は固より忘れ難かるべきも、往々之が爲めに非常の失敗を來たし、家産を蕩盡して、饑餓に苦むの慘状は、笑止といふも感かなり、それゆえ本章に於ては、これらの冒險事業に着手するに先ちて心得べき占法を掲げんとす、是れ亦同胞を愛するの微衷である。

(い) 凡そ此の種の事業に着手せんと欲する者は、體卦を自己と取り、用卦を目的の事物と取るべし。

(ろ) そして體より用を剋するときは、必らず目的を達し得べし。

(は) 用より體を剋するときは、目的を達すること能はず。

(に) 體より用を生ずるときは、たとひ目的を達するとも、遂に損失を免かれず。

(ほ) 用より體を生ずるときは、目的を達し、トン／＼拍子に、隆盛の域に進むべし。

とを得べし。

(へ) 體用相比和するときは、意の如くに目的物を獲べし。

勝敗損得の日を知らんと思は、左の法に據るべし。

(い) 目的を達し、目的物を獲べきの日は何日なりやと尋ぬるに、體を生ずる卦の時日が則ちその日である。

たとへば、山水蒙 三三三の初六を得たりとするときは、體は上卦の艮土である、そして體を生ずる卦は離の卦であるべし、今第十三章を觀るに、離の卦の年月日時は午なれば、目的を達し、目的物を獲べきの日は午の日なることを知るべし。

又若し天雷无妄 三三三の九五を得たりとするときは、體は下卦の震木である、そして體を生ずる卦は坎の卦である、今坎の年月日時は子なるに依り、目的

を達し、目的物を獲べきの日は子の日なることを知るべし、餘は皆之に倣へ。

(ろ) 目的を達すること能はず、目的物を獲ること能はざるの日は何日なりやと尋ぬるに、體を剋する卦の時日が則ちその日である。

たとへば澤火革 三三三の九四を得たりとせんに、體は下卦の離火である、そして體を剋する卦は坎水である、今坎の年月日時は子なるに依り、子の日には、目的を達すること能はず、目的物を獲ること能はざるものと知るべし、餘は亦皆これに倣へ。

又一法あり。

(い) 世爻、又は應爻が官鬼、又は妻財なるときは目的を達し易し。

(ろ) 卦中に妻財爻なきときは、目的を達し難し。

(は) 官鬼爻が動きて妻財爻に變ずるときは、大吉、思ひの儘に利を得べし。

(に) 妻財爻が動きて官鬼爻に變ずるときは、大凶である。

- (ほ) 妻財爻より世爻を剋するときは、一攫萬金の利あり。
- (へ) 世爻より妻財爻を剋するときは、決して目的を達すること能はず。
- (と) 妻財爻が下卦に在りて動くときは目的を達し易し。
- (ち) 世爻と應爻と相生するときは大によろし。
- (り) 妻財爻と子孫爻と相生するときは亦頗る吉なり。
- (の) 上卦より下卦を剋し、且つ旺相なるときは吉にして利あり。
- (る) 之に反して、下卦より上卦を剋するときは、兎角故障ありて速に果敢取りがたし。

其他數理の變動規定法あれ共も他日に譲る。

第三十五章 衣食住

(第二) 衣服

衣服を調整せんと思は、前にも述べた通り、丈數を上卦と取り、尺數を下卦と取るべし、此の場合に於ては、寸數は捨て、用ひず、又丈數のみにて尺數なきときは、その丈數を二つに分ちて上卦、下卦とす、又丈數なく、只だ尺數、寸數のみなるときは、尺數を上卦と取り、寸數を下卦と取るべし、そして第二十二章の如くするも固より差支なけれども、他に又一法あり。

- (い) 體を自己とし、用を衣服とし、體より用を剋するときは、吉
- (ろ) 用より體を剋するときは凶
- (は) 體より用を生ずるときは、その衣服の爲めに身體、若くは財産上に害を受くることあるべし。
- (に) 用より體を生ずるときは、意外の利益、又は身分の向上する事あるべし。
- (ほ) 體用相比和するときは、平穩なり。
- (へ) 體を生じ、又は剋する卦が、八卦の何れかに依て聊か相違あり、第二十八章

と相参照すべし。

(第二) 飲食

均しく飲食といひても、日常生活に必要なる飲食の意と、快樂の爲めに要する飲食の意との別あり、何れにもせよ、左の諸項を應用することを得べし。

(い) すべて飲食の占ひには、體を自己とし、用を飲食とす、そして體より用を生ずるときは、飲食を得がたし。

(ろ) 用より體を生ずるときは、飲食必らず豊富である。

(は) 體より用を剋するときは、飲食はありといへども、何か故障ありて口に入り難し。

(に) 用より體を剋するときは、飲食なし。

(ほ) 體用相和するときは、飲食豊富にして、十分の満足を得べし。

(へ) 坎を酒と取り、兌を食物と取る、故に卦中に坎あれば、酒あり、兌あれば食

あり、若し二卦共になければ、酒食共になしと知るべし。

(と) 坎の卦より體を生ずるときは、酒に盈ちて酔ふを得べく、兌の卦より體を生ずるときは、食物多くして飽くを得べし、且つ何物を食するを知らんと思はゞ

第十三章と相参考すべし、乃ち

乾——乾燥物、辛辣物、馬肉、珍珠、果物、圓き物等。

坤——牛肉、甘味、五穀、薯蓣、筍、臟腑の類等。

震——菜蔬、鮮肉、酸き果物等。

巽——菜蔬、雞肉、酸味、果物等。

坎——酒、冷き物、豚肉、海産物、吸ひ物、骨多き品、酸味等。

離——雉肉、脯、熱肉、烹、又は焼きたる物等。

艮——獸肉、土中の物等。

兌——羊肉、澤中の物、辛き物等。

(第三) 住宅

住宅を占ふには、體を自己と取り、用を住宅と取るべし、而して

- (い) 體より用を生ずるときは、損失を蒙るるか、又は盜難に罹ることあり。
- (ろ) 用より體を生ずるときは、人より物を受くるか、又は何事も發展の喜びあり。
- (は) 體より用を剋するときは吉。
- (に) 用より體を剋するときは凶。
- (ほ) 體用相和するときは安全幸福である。

(へ) 體を生じ、又は剋する卦が、八卦の何れであるかに依て聊か相違あり、第二十八章と相参考すべし。

又一法あり。

(い) 住宅の占ひは、左の如くに取る。

- 初爻井、二爻竈、三爻床席、四爻門戸、五爻人、上爻棟宇、又は牆壁。

(ろ) 乾、師、否、噬嗑、遯、明夷、姤、井、歸妹、小過等の如く、第四爻が官鬼爻であるときは、動向に就て紛議動搖あり。

(は) 家人、益等の如く、第二爻人又は第三爻益が世爻であるときは、大吉である。

(に) 履、恒等の如く、第三爻、第四爻が世爻であるときは吉、但し恒を守るべし。

(ほ) 水澤節などの如く、世爻より應爻を剋するときは大凶である。

(へ) 雷地豫などの如く、世爻、應爻相生するときは、近き未來に於て幸福を受くべし。

【雷地豫の世爻は、初六乙未土にして、應爻は九四庚午火、即ち九四は初六を生ずるのである。】

- (と) 滕蛇、章參看が木爻に在るときは、其の家に縊死する者ありといふ。
- (ち) 玄武、一が身爻に在るときは、其の家に水死する者ありといふ。
- (り) 官鬼が火爻に在るときは、其の家に眼疾を患ふる者ありといふ。

又卜筮全書の説に據れば、上卦を人と取り、下卦を家と取る、而して

(四) 上卦より下卦を剋するときは、常に改築増築等の事あり。

(五) 下卦より上卦を剋するときは、其の家に年々歳々病人絶えず。

(六) 上卦旺なれば、その家に人多し。

(七) 下卦旺なれば、家屋多し。

(八) 若し占ひて遊魂の卦を得るときは、住所定まらずして、常に居を移さんとす

るの事あり。

第三十六章 移轉の占法

轉宅を占ふには、體卦を主人と取り、用卦を移轉先きの家と取る、而して體卦より用卦を剋するときは、移轉して吉なれども、用卦より體卦を剋するときは、移轉する

は宜しからず、體より用を生ずるときは、財産減少するの患あり、用より體を生ずる

ときは、門戸盛んなるに至るべし、體用相比和するときは、おのづから安全である、

若し官鬼爻が動爻であるときは決して移轉すべからず、強て移轉するときは必らず

悪し、世爻が空亡に遇ふときも亦然り、下卦が休にして、上卦が旺である

ときは、移轉して終に吉なり、たとへば立春の頃に占ひて雷水解の卦を得るが如きは

それである、他は之に倣ふべし。

又下卦が旺にして、上卦が休であるときは、移轉して必らず凶なり、たとへば、立

春の頃の占ひに水雷屯の卦を得るが如きは、それである、他は之に倣ふべし。

要するに、下卦が旺相であるときは、移轉せずして從來の宅に住する方が宜しく、

又上卦が旺相であるときは移住して宜し、又相生するは吉なれども、相剋するは凶な

り、遊魂の卦に遇ふときは移轉して吉なれども、歸魂の卦に遇ふときは凶なり、下卦

三爻の中に空亡あれば移轉して吉なれども、上卦三爻の中に空亡あるときは、居を移

すに宜しからず、又上卦下卦相生して共に有氣なれば去るも留まるも共に宜しく、何れの方面に移轉するも毫も妨げなきなり。

第三十七章 外出の可否

古來「敷居を跨げば七人の敵あり」といふ俚語さへありて、外出は等閑にすべきものにあらず、況して現代の如く、電車あり、自動車あり、馬車あり、自轉車あり、馬あり腕車などあり、加之に人心の甚だしき世の中に於ては、居住地といへども危険なしといふを得ず、殊に汽車に乗りて旅行を爲し、飛行機に乗りて中天に昇るに於てをや。すべて外出を占ふには、體を外出すべき本人と取り、用を往く先きの場所とす。

(い) 體より用を剋するときは、何處に往くも事々意の如くに行はる。

(ろ) 用より體を剋するときは、事常に心と反するに依り、思ひ止まるべし。強て

外出するときは災害あり。

(は) 體より用を生ずるときは、外出して損耗あり。

(に) 用より體を生ずるときは、外出して吉、意外の利益を受くべし。

(ほ) 體用相比和するときは、何處に往くも快事多し。

(へ) 體は旺なるを以てよしとす。

(と) 體が若し乾の卦、又は震の卦なるときは、動くの象とす、若し坤の卦、又は艮の卦たるときは、動くこと能はざるの象とす、若し離の卦なるときは、陸行を宜しとし、巽の卦なるときは、舟行を宜しとす、兌の卦なるときは、途中に於て争ひを生ずるの象あり、能く慎むべし、坎の卦なるときは、災難に遇ふの象あり。

又一法に云ふ。

(ち) 世爻が若し水なるときは、東北寅又は西南申の方に往くべからず、惡し。

- (り) 世爻が若し火なるときは、北方に往くべからず、惡し。
- (ぬ) 世爻が若し木なるときは、西方に往くべからず、惡し。
- (る) 世爻が若し金なるときは、南方に往くべからず、惡し。
- (を) 世爻が若し土なるときは、東方に往くべからず、惡し。
- (わ) 世爻が若し旬空なるときは、外出を思ひ止まるべし、強て往くときは、骨折損の草臥儲けとなりて歸宅すべし。
- (か) さりながら本人の職業に因りて相違あり、例へば、商業用に往く人は甚だ凶なれども、學者文士藝術家の類なれば寧ろ吉にして利あり、殊に子孫爻に在れば最も妙なり。

第三十八章 訪問の可否

他人を訪問する事も、亦忽諾に附すべき事にあらず、さて訪問の可否を占ふには、體を訪問に出掛ける本人と取り、用を訪問せらるべき先方の人と取るべし、そして

- (い) 體より用を剋するときは吉なり、宜しく訪問すべし。
- (ろ) 用より體を剋するときは凶なり、訪問を見合はすべし。
- (は) 體より用を生ずるときは、折角訪問するも面會を謝絶せらるべく、且つ強て面會するとも無益なるべし。

- (に) 用より體を生ずるときは、面會を得べし、殊に利益なり。
 - (に) 體用相比和するときは、面會して相悦び、双方共に福利を受くべし。
- ト筮元龜に云ふ。

- (へ) 上卦、下卦相生すれば大吉、下卦より上卦を剋すれば半吉、世爻より應爻、又は官鬼爻を剋すれば凶なり。

海底眼に云ふ。

- (と) 訪問の可否を占ふは、上卦に據るべし、下卦が陽なれば、面會して吉なれども、若し陰なれば、凶なり、面會すべからず。
- (ち) さりながら上卦の陰爻が若し變じて陽卦となるときは、二度目に面會すべし。

第三十九章 待人の占法

待人には二様あり、(第一)外國に渡航したる人、又は内地にても、他郷他縣に旅行したる人の歸るを待つときは、その渡航、旅行したる人は則ち待人なり、又(第二)用事、目的ありて、他處の人の來るを待つときは、その他所の人は則ち待人なり、しかならぬ何れにもせよ、占法は則ち同じ事である。

- (い) 體より用を剋するときは、待人歸るか、又尋ね來れども遅し。

- (ろ) 用より體を剋するときは、待人歸らず、又尋ね來らず。
 - (は) 體より用を生ずるときは、待人いまだ歸らず、いまだ尋ね來らず。
 - (に) 用より體を生ずるときは、直に歸り、且つ尋ね來る。
 - (ほ) 體用相和するときは、近き未來に於て必ず歸るべく、又尋ね來るべし。
- 以上は、待人を待つ方の側より言ひたるものなれど、若し待人の側より占ふときは左の如し。

- (へ) 若し用卦が旺にして、且つ相生するときは、外國又は他郷に在りて幸福愉快である。
- (と) 若し用卦が衰にして、且つ相剋するときは、外國又は他郷に在りて禍あり。
- (ち) 若し震の卦多きときは不安である。
- (り) 若し坎の卦多きときは、險難に陥るの懼れあり。
- (ぬ) 若し兌の卦多きときは、爭論あり。

(る)若し艮の卦多きときは、故障あり。

又一法に云ふ、世爻を待人の身體と取り、應爻を其の足と取る、そして

(を)世爻、又は應爻動くときは、待人速かに歸り、又は速かに來るべし。

(わ)世爻が若し官鬼であるときは、待人居所を離るゝことを得ず。

(か)三爻、又は四爻が動爻であるときは、待人立どころに歸り、又は來るべし。

天玄賦に云ふ。

(よ)父母を待つときは父母爻を観るべし。

(た)子孫を待つときは子孫爻を観るべし。

(れ)兄弟、又は朋友を待つときは兄弟爻を観るべし。

(そ)奴僕、隸屬を待つときは、亦子孫爻を観るべし。

(つ)孰れにもせよ、吉神が之に臨むときは吉なれども、凶神が之に臨むときは凶なり。

(ね)應爻が動きて世爻を剋するときは、待人歸らず、又來らず。

(な)若し世爻が應爻を生ずるか、又は之を剋するときは、待人は未だ歸らず、又未だ來らず。

(ら)若し應爻が世爻を生ずるか、又は之を剋するときは、待人は未だ動かざるも、既に歸らんと欲し、又來らんと欲するのである。

又歸期、若くは來期を知らんと欲は、左の法に據るべし。

(む)若し動爻が水であれば、庚辛の日、并に亥子の日に歸り、又は來る。

(う)若し動爻が火であれば、甲乙の日、并に巳午の日に歸り、又は來る。

(ゐ)若し動爻が木であれば、壬癸の日、并に寅卯の日に歸り、又は來る。

(の)若し動爻が金であれば、戊己の日、并に申酉の日に歸り、又は來る。

(お)若し動爻が土であれば、丙丁の日、并に辰未戌丑の日に歸り、又は來る。

第四十章 消息有無の占法

凡そ距離の遠近を問はず、無論外國と内地とに論なく、消息の有無を占ふには、體卦を自己と取り、用卦を消息と取るべし、そして

- (い) 體より用を生ずるときは消息あり。
 - (ろ) 用より體を生ずるときは立どころに消息あり。
 - (は) 體より用を剋するときは、消息あれども遅し。
 - (に) 用より體を剋するときは、消息なし。
 - (ほ) 體用相比和するときは、意外に速く消息あり。
- 或は云ふ。

- (へ) 乾、坤、兌の三卦を得るときは、孰れも消息なし。
- (と) 震の卦を得るときは、消息今途中に在り。

- (ち) 坎の卦を得るときは、消息絶えるなり。
- (り) 艮の卦を得るときは、消息立どころに到る。
- (ぬ) 巽の卦を得るときは、消息を爲さんと思ふも、半信半疑にて未だ着手せず。
- (る) 離の卦を得るときは、消息あり。

又一法。

下卦を自己と取り、上卦を消息と取る、そして

- (を) 下卦に動爻あるときは消息なし。
- (わ) 上卦に動爻あるときは、消息立どころに来る。

第四十一章 失踪者の占法

此の占ひに於ては、世爻を自己とし、應爻を失踪者とす、又下卦を自己と取り、上

卦を失踪者と取る、そして

- (い) 世爻より應爻を剋するときは、失踪者断として逃亡することを得ず。
- (ろ) 飛神と、伏神と 第九章 相剋するときは、失踪者決して歸り來ることなし。
- (は) 世爻、應爻相比和するか、又は下卦、上卦相比和するときは、我れ百方に手を竭さるも、失踪者おのづから歸り來るべし。
- (に) 動爻上卦に在るときは、失踪者遠く走り去つて搜索するも決して益なし。
- (ほ) 用神動かざるときは、亦搜索するも益なし。

【用神とは、失踪者若し父母なるときは、父母爻をいひ、兄弟 又は朋友なるときは兄弟爻をいひ、妻又は奴婢なるときは妻財爻をいふ。】

第四十二章 盜賊被害の占法

此の占ひは、重大の占ひにて、些たりとも誤占あるときは、無辜の人を疑ひ、冤罪を蒙らしむるの悞あるが故に、最も慎重にせざるべからず、而して盜まれたる金銭物品が再び我が手に復るべきや否やは、次章の紛失物と略々同じきが故に、之を次章に譲り、その他の點に於て言へば左の如し。

- (い) 若し官鬼の爻が水爻なるときは、北方の人が盗みて西方に隠す。
- (ろ) 若し官鬼の爻が火爻なるときは、南方の人が盗みて東方に隠す。
- (は) 若し官鬼の爻が木爻なるときは、東方の人が盗みて北方に隠す。
- (に) 若し官鬼の爻が金爻なるときは、西方の人、又は戌亥の方の人が盗みて未申の方に隠す。
- (ほ) 若し官鬼の爻が土爻なるときは、未申の方の人が、又は丑寅の方の人が盗みて南方に隠す。

さらば其の盜賊は何處の方に逃去りやといふに、

(へ) 上卦が乾なるときは、西北に逃げ去る。

(と) 上卦が震なるときは、東方に逃ぐ、さりながら遠く逃げ去ること能はずして、林中、又は社樹の間に隠る。

(ち) 上卦が坎なるときは、北方に逃げて、船中に隠る。

(り) 上卦が艮なるときは、東北方に逃げて山野深林の中に隠る。

(ぬ) 上卦が坤なるときは、西南方に逃げ去れども、行くこと遠からず。

(る) 上卦が巽なるときは、辰巳の方に逃げ去る。

(を) 上卦が離なるときは、南方に逃ぐ。

(わ) 上卦が発なるときは、西方に逃げて漁夫の家に隠る。

さらば、何者が盗みたりや、何時頃盗みたりや、又盗まれたる物品は何なりや、果して盗賊の所爲なりやといふに。

(か) 初爻が官鬼であるときは、盗賊は家の中に在り。

(よ) 二爻が官鬼であるときは、隣家の者が盗んだのである。

(た) 六爻の中に官鬼なきときは、盗賊の所爲にあらず、おのづから紛失したのである。

(れ) 世爻より應爻を生ずるときは、亦竊まれたるにあらず。

(そ) 動爻が子孫爻であるときは、贓品再び我が手に復るべし。

(つ) 妻財爻が金に属するときは、金銀の類を盗まるべし。

(ね) 妻財爻が水に属するときは、珠玉水晶の類、又は酒樽、魚肉の類を盗まるべし。

(な) 妻財爻が木に属するときは、木竹器、皿の類、又は紙、漆、茶、布の類を盗

まるべし。

(ら) 妻財爻が火に属するときは、毛布、絹帛の類を盗まるべし。

(む) 妻財爻が土に属するときは、米穀等の類を盗まるべし。

- (う) 官鬼爻が若し陽爻であるときは、盜賊は白晝に来るべし。
- (る) 官鬼爻が若し陰爻であるときは、盜賊は夜陰に来るべし。
- (の) 官鬼の陰爻が陽爻に變ずるときは、盜賊は夜來りて晝退くべく、陽爻が陰爻に變ずるときは、晝來りて夜退くべし。

第四十三章 紛失物の占法

昔より「七たび尋ねて他人を疑へ」といふ俚諺あり、凡そ紛失物がありたればとて、猥りに他人を疑ふべきものにあらず、之を占ふに當りても、念に念を入れて誤占のなきやうにすべし、誤占をするときは、往々他人に冤罪を被むらせ、又は他人と間隙を生ずることあり、能く／＼慎むべきである。

さて紛失物の占ひには、體卦を自己と取り、用卦を紛失物と取る、而して

- (い) 體より用を生ずるときは、紛失物出で難し。
- (ろ) 用より體を生ずるときは、搜索し易く、且つ搜索するときは出づべし。
- (は) 體より用を剋するときは、搜索すれば出づべし、然れども遅し。
- (に) 用より體を剋するときは、搜索するも益なし。
- (ほ) 體用相和するときは、紛失物決して紛失したるにあらず、置き場所を忘却したのであるゆえ、決して搜索せざるも、間もなく出づべし。

又紛失物のある場所は何處ぞといふに、此の占ひに於ては、之卦に依りて之を知るべし、たとへば

- (へ) 若し之卦が乾の卦であるときは、紛失物は戌亥北の方に在るべし。且つ大廬高樓、又は高き地、若くは金石の傍、又圓き器物の中に在るべし。
- (と) 若し之卦が震の卦であるときは、東方を搜索すべし、且つ山林草野、又は大

路の傍に在るか、若くは市場の如き雑沓の場所か、左なくば鐘、太鼓所在地の傍に在るべし。

(ち)若し之卦が坎の卦であるときは、北方を搜索すべし、而して概ね水邊に在るべし、さもなければ、谿谷、泉、井、沼、溝の邊に在るか、又は酒、醬油の所在地、魚鹽の場所を尋ねて可なり。

(り)若し之卦が艮の卦であるときは、丑寅の方隅を搜索すべし、而して門内、又は近き路傍か、山林、土穴、巖石の内に隠しあらん。

(ぬ)若し之卦が坤の卦であるときは、未申の方南を搜索すべし、多分倉庫か、田野、又は穀菜所在の地、地窖、地下室の如き場所か、さもなくば四角なる器の内か、茶碗、皿、鉢の中に在らん。

(る)若し之卦が巽の卦であるときは、辰巳の方東を搜索すべし、山林、寺院、又は菜圃、花園、又は舟車の間か、箱桶の内に在らん。

(を)若し之卦が離の卦であるときは、南方を搜索すべし、明窓の邊、又は竈爐、煖爐の傍、文書の棚、穴の中、臺所、又烟火の地に在らん。

(わ)若し之卦が兌の卦であるときは、西方を搜索すべし。住宅の周圍、又は破れ垣、破れ壁、廢井、廢池、缺けたる沼の中に在らん。

又之を五行に依て占ふに、
(か)若し動爻が子孫爻であるときは、紛失物は、決して紛失したるにあらず、もと在りたる場所に行きて搜索すべし。

(よ)若し官鬼爻が寅卯に屬するときは、東方を搜索すべし。

(た)若し官鬼爻が申酉に屬するときは、西方を搜索すべし。

(れ)若し官鬼爻が亥子に屬するときは、北方を搜索すべし。

(そ)若し官鬼爻が巳午に屬するときは、南方を搜索すべし。

(つ)若し官鬼爻が丑辰未戌に屬するときは、四隅を搜索すべし。

- (ね)若し初爻が官鬼であるときは、紛失物は布帛である。
- (な)若し二爻が官鬼であるときは、紛失物は細絹である。
- (ら)若し三爻が官鬼であるときは、紛失物は綾羅である。
- (む)若し四爻が官鬼であるときは、紛失物は銅鐵である。
- (う)若し五爻が官鬼であるときは、紛失物は金銀である。
- (ゐ)若し上爻が官鬼であるときは、紛失物は珠玉である。
- (の)若し官鬼が動きて妻財に變ずるときは、紛失物は遠く行かず、急に搜索するに宜しとす。

(お)若し妻財が動きて官鬼に變ずるときは、紛失物は到底出です。
ト筮元龜に云ふ。

妻財爻が下卦に在るときは、紛失物は我が家内に在り、妻財爻が動きて官鬼爻に變ずるときは、紛失物は盗まれたのである、官鬼爻が下卦に在りて動くときは、

盜賊は親近の人である。或は家内に在るべし、官鬼爻が上爻に在りて動くときは、盜賊は既に遠く去つた、若し追及きて取返さんと欲せば、敏捷を要す。
官鬼爻が陽爻であるときは、盜賊は男子なりと知るべし、官鬼爻が陰爻であるときは、盜賊は婦人であると知るべし。
凡そ子孫爻あるときは、紛失物は終に出べけれども、子孫爻なきときは到底出ることなし。

第四十四章 功名の占法

凡そ學者、政治家、宗教家、文士、藝術家、農、工、商、何業に論なく、其の業に秀で、名聲を博するや否やを占はんと思はゞ、體卦を自己と取り、用卦を功名と取る、而して

(い) 體より用を生ずるときは、功名成り難く、却て損害を被むることあり。

(ろ) 用より體を生ずるときは、功名成り易く、成りて益あり。

(は) 體より用を剋するときは、功名成れども遅し。

(に) 用より體を剋するときは、功名必らず成就せず。

(ほ) 體用相比和するときは、功名、意の如くに成就す。

又功名成就するの時期を知らんと思はゞ、體を生ずる卦氣——即ち震なれば春分、離なれば夏至、兌なれば秋分、坎なれば冬至、又乾なれば陰曆四月、坤なれば十月、巽なれば八月、艮なれば九月、十月の交——と見るべし。又第十五章に述べた如く、乾ならば戌亥の年月日時、坤ならば、未申の年月日時とするもよし。いづれにするも占ふ時の取極め次第である。就職先きの方位を知らんと思はゞ、之卦の方位を見るべし。即ち震なれば東方、兌なれば西方、坎なれば北方、離なれば南方、乾なれば西北、坤なれば西南、巽なれば東南、艮なれば東北と知れ。

卦中に體を剋するの卦なきときは功名成就し易けれども、體を生ずるの卦なきときは成就せず。

若し在職の傍、功名の成不成を占ふに當りては、卦中に體を剋するの卦あるを忌む。若しこれあるときは、或は誡首せられ、或は左遷せしめらるゝの禍を免かれ難し、而して其の禍に遇ふの期日は、則ち亦第十五章を参照して知るべし。

又功名の成不成を五行易上より占ふには、父母爻を以て其の人の學藝意見手腕等とし、官鬼爻を以て職任とす、此の二者は一卦の主にして、其の一を缺くときは、功名成り難し、父母爻若し旺相なるときは、學藝意見手腕等優秀なり、官鬼爻、下卦に在るときは、功名有望なり、且つ昇級すべし、妻財爻、又は子孫爻は無きを要す、之あるときは凶なり、何となれば、妻財爻は、父母爻を剋し、子孫爻は官鬼爻を剋する故である、さりながらたとひ妻財、官鬼の二爻ありとも、休囚なるときは差支なし、又

安靜なるときは、之ありとも吉なれども、動くときは、功名成らず。

第四十五章 入學の占法

何事を學ばんと欲する時も、體卦を自己と取り、用卦を學ばんと欲する所の學藝と取る、此の場合に於ては、體用共に旺を吉とし、衰を凶とす、そして

- (い)體より用を剋するときは、學業屢々として上達す。
- (ろ)用より體を剋するときは學業成りがたし。
- (は)體より用を生ずるときは、勉強怠らずして遂に業を遂げ能ふべし。
- (に)用より體を生ずるときは、容易に其の業を會得すべし。
- (ほ)體用相比和するときは、楽しんで其の業を研究すべく、大成の見込あり。
- (へ)若し陽卦にして陽爻多きときは、學理を悟り易し。

(と)若し陰卦にして陰爻多きときは、學理を悟り難し。

(ち)若し本卦、變卦、及び之卦の三つに乾の卦多くして、體卦を生ずるときは、
西北方の學校に入るか、又は西北方の師に事へ、老人、又は地位各望ある人に
頼りてよし。

(り)若し本卦、變卦、及び之卦の三つに震の卦多くして體卦を生ずるときは、東
方の學校に入るか、又は東方の師に事へ、園藝、若くは染色を學ぶか、又は音
樂を研究してよし。

(ぬ)若し坎の卦多くして體卦を生ずるときは、北方の學校に入るか、又は北方の
師に事へ、酒類、醬油などの醸造に従事するか、又は調味の事を研究してよし。

(る)若し艮の卦多くして體卦を生ずるときは、東北方の學校に入るか、又は東北
方の師に事へ、數學を脩むるか、若くは漁業を學び、又は文章を研究してよし。
(を)若し坤の卦多くして體卦を生ずるときは、西南方の學校に入るか、又は西南

の方の師に事へ、農學、即ち耕耨牧畜の業を研究してよし。

(わ)若し巽の卦多くして體卦を生ずるときは、東南方の學校に入るか、又は東南の方の師に事へ、宗教、若くは法律を研究するか、又は其の人の嗜好に依りては工藝を修めてよし。

(か)若し離の卦多くして體卦を生ずるときは、南方の學校に入るか、又は南方の師に事へ、天文學、若くは哲學の類を研究し、又其の人の嗜好に依りては兵學を修むるもよし。周易の研究には最も適せり。

(よ)若し兌の卦多くして體卦を生ずるときは、西方の學校に入るか、又は西方の師に事へ、文學、若くは歌舞音樂を研究してよし。

又之を五神上より言はんに、

青龍、子孫爻に在るときは、青雲に乗ずるの兆とす。○青龍、兌の卦に在るときは詩人となるによし、青龍、旺相なるは好運の兆なり。○青龍の如き吉神が坤の

卦に在りて動くときは、學問上達の兆にして、博學大家となるべし。

朱雀より世爻を起すときは、智者となるべし。○朱雀、離の卦に在るときは、

書家となるによし。○朱雀、旬空に當るは、學問するも益なきの兆なり。

句陳、土爻に在るは、昏愚の兆なり。

卦中に父母爻なきは訓誨すべからざるの兆なり。○卦中に父母爻の累なるは、度を學業を換ふるの兆なり。

坤の卦に動爻あるは、能く徳を修むるの兆なり。

洞林學問斷に云ふ。

坤離の二卦を文章と取る、能く徳に進み、業を修む、又乾の卦は自強して息まず、其餘の卦は戯を好みて學問を好まず、多くは愚魯なり。

父母爻を師長と取る、乾坤離三卦中の何れか、内卦に在りて且つ父母爻あるときは、良師に就くことを得ると知るべし、其餘の卦は、父母爻ありとも尋常平凡

の師に就くべし、又卦中に父母爻なきは師なきの兆なり、若し父母爻動きて官鬼爻に變するは、學成りて志を得るの兆と知るべし。
玄々合璧に云ふ。

乾坤離三卦中の何れかに父母爻あるは、宗教を研究すべきの兆なり。震坎艮巽兌五卦に在るは、雜學を研究すべきの兆なり。按ずるに、茲に雜學といふは宗教以外の學を指し父母爻が變じて子孫爻となるは、詩人文人を師とするの兆なり、兄弟爻が變じて官鬼爻となるか、又は官鬼爻が變じて兄弟爻となるは、姦猾譎詐の師に就くの兆なり、世爻が動きて應爻と相生するは、他人の家に寄寓して學に就くの兆なり。

第四十六章 競争の占法

今や文化日に進みて、人々互に向上發展せんと競争するは自然の勢なれど、それと

同時に又一面に於ては、奢侈の弊風、日を遂ふて甚だしきを加へたり、又一面に於ては、日常生活の安定を缺くを以て、生存の爲めに激烈なる競争を生ずるも亦止を得ざるの次第である、是の時に當りては、深く謀り、遠く慮り、競争場裏に臨むに先ちて、人智の及ばぬ所を鬼神に質すこそ緊要なるべし、これ本章の必要なる所以である、さて此の占ひに於ては、例の如く體を自己と取り、用を敵手と取るべし、そして

- (い) 體が旺に遇へば吉。
- (ろ) 用が衰に遇ふも亦吉。
- (は) 體より用を剋するときは吉、乃ち敵手に勝つのである。
- (に) 用より體を剋するときは凶、敵手が此方に勝つのである。
- (ほ) 體より用を生ずるときは、常に敵手に負けるのみならず、生活の競争に落伍者と爲るの悞れあり。

(へ) 用より體を生ずるときは、常に敵手に勝つのみならず、生活の競争に勝利者

と爲るの望みあり。

(と) 體用相和するときは大吉にして、他人の援を得べし。

此の占ひに於ては又當日の十二支即ち日辰と、得卦の五親とを對照して觀るべし、乃ち

(ち) 日辰より官鬼爻を剋するときは吉、我れ勝を制すべし。

(り) 官鬼爻より日辰を剋するときは凶、我れ勝を制せらるべし。

(ぬ) 日辰より官鬼爻を生ずるときは、吉なれども、迅速に早敢取らず。

(る) 官鬼爻より日辰を生ずるときは、只だ焦思するのみにて、一向におもはしからず。

(を) 體用相和するときは吉。

(わ) 世爻より應爻を剋するときは、我れ勝を制すべし。

(か) 應爻より世爻を剋するときは、他人に勝を制せらるべし、さりながら應爻若

し世爻を剋するとも、世爻若し旺に遇ふときは、甚しき失敗の慘害を被むることなし。

第四十七章 疾病の占法

凡そ疾病には内部のものあり、又外療を要すべき外部のものあれども、占法は同じ。而して訴訟の如き、戦争の如きは、人身と社會、又は國家との別こそあれ、皆此の章の占法を應用することを得べし、これ國家社會に戦争あり、訴訟あるは、人身に疾病あり、醫療あると異ならぬゆえである。

さて此の占に於ては、また體を自己と取り、用を疾病と取るべし、そして

(い) 體は旺を吉とし、衰を凶とす、而して旺なるときは、服藥其の效を奏すれども、衰なるときは藥石效なく、到底死を免がれがたし。

(ろ) 體より用を剋するときは病平癒すべし。

(は) 用より體を剋するときは、藥石效なけれども、若し旺に遇ふときは死せず。

衰に遇ふときは必らず死す。

(に) 體より用を生ずるときは、病癒え難し、さりながら旺に遇ふときは、服藥を效を奏すべし、衰に遇ふときは、たとひ藥を服するも效なし。

(は) 用より體を生ずるときは吉、病平癒すべし。

(へ) 體用相比和するときはよろし、たとひ藥を服せざるも平癒すべし。

又豫めその平癒の期日、若くは死亡の期日を知らんと思はば左の法に據るべし。

(と) 平癒の期日を知らんと思はば、體を生ずる卦の數目、又は十二支に由りて之を知るべし。

(ち) 死亡の期日を知らんと思はば、體を剋する卦の數目、又は十二支に由りて之を知るべし。

を知るべし。

【數目とは、乾なれば一四九、震なれば四八三、坎なれば一六、艮なれば五七、坤なれば八五十、巽なれば五八三、離なれば三二七、兌なれば二四九、是れなり、ナゼかと尋ぬるに、乾の番號は八卦の一である、且つ乾は金にして金の生數は四なり、成數は九なり、故に一と四と九とである、震の番號は八卦の四である、且つ震は木にして木の生數は三なり、成數は八なり、故に四と三と八とである、坎の番號は六なり、生數は一なり、成數は六なり、故に一と六との二つである、餘は之に準ず、之を表に示すときは左の如し。

番號 生數 成數

乾 一……………四……………九

震 四……………三……………八

坎 六……………一……………六

艮	七	五	十
坤	八	五	十
巽	五	三	八
離	三	二	七
兌	二	四	九

又十二支にて言へば、乾なれば戌亥の年月日時、震なれば卯の年月日時、坎なれば子の年月日時、艮なれば丑寅の年月日時、坤なれば未申の年月日時、巽なれば辰巳の年月日時、離なれば午の年月日時、兌なれば酉の年月日時である。】

薬は何を服して可なるかを知らんと思はゞ、體を生ずる卦の性質に據るべし。

(り)若し乾の卦、又は兌の卦であるときは、涼薬を用ゆべし。

(ぬ)若し震の卦、又は巽の卦であるときは、微温劑を用ゆべし。

(る)若し坎の卦であるときは、冷劑を用ゆべし。

(を)若し坤の卦、又は艮の卦であるときは、温薬を用ゆべし。

(わ)若し離の卦であるときは、熱薬を用ゆべし。

人あり、邵康節に問て云ふ、若し疾病を占ふに當りて、坤下乾上否の初爻變を得るときは、如何な判斷を下して宜しきや、先生答へて云ふ、坤下乾上の初爻變は則ち天雷无妄にして、互卦は風山漸である、俱に生成の義なり、互卦風山漸は艮宮土性の卦なり、且つ土は體卦の金を生ず、即ち用より體を生ずるなり、又之卦天雷无妄は巽宮木性の卦なり、且つ木は體卦の金に剋せらる、即ち體より用を剋するなり、是れ災なきものなれば、无妄の初九には往生に遇ふの日即ち愈ゆべし。

又問ふ、第二爻が動くときは如何、答へて云ふ、則ち天水訟である、上卦、即ち體は金にして、下卦、即ち用に水なるに依り、體より用を生ず、これ泄氣である、互卦

は風火家人にて、その上卦の巽は木なれば、體卦の金に剋せらるれども、その下卦の離火は體卦を剋するのみならず、上卦の巽は亦風にして、火に風を加ふるときは、俱に體を剋するを以て、到底死を免がれ難し。

又問ふ、第三爻が動くときは如何、答へて云ふ、下卦の坤土が變じて艮土となる、坤艮共に體金を生ず、されば互卦を問はずして其の吉なるを知るべし。

又問ふ、第四爻が動くときは如何、答へて云ふ、さすれば、風地觀の卦となる、即ち乾金は變じて巽木となるのである、そして巽木は固より體卦なる坤土を剋すれども、乾金も亦或る意味より言へば、坤土を剋するの義なり、互卦は木を以て尸を扛ぐるの義なり、且つ金磚は棺槨の柱なれば、必らず尸を埋むべし。

又問ふ、第五爻が動くときは如何、(答)乃ち天地否は變じて火地晉となり、乾金は離卦に變ず、火生土として、之卦、互卦共に體を生ずるゆえ占が吉兆なれば無論死せず、若し占が凶兆なれば、たとひ生くるとも、永く生きず。

又問ふ、上爻が動くときは如何、(答)乃ち天地否は變じて澤地萃と爲り、乾金は兌金に變ず、土生金として、體土より用兌金を生ずるゆえよろしからず、又互卦は巽と艮とにて、巽木は體を剋し、艮土は相比和す、故に艮土は吉なれども、巽木は凶なり、此の場合に於て、占兆吉なるときは吉に、凶なるときは凶である、即ち死生如何は占兆次第である。

【右は只だ一例を擧げたるのみなれど、他は推して知るべし。】

又法、病人みづから來ること能はざれば、心らず代人を以て占筮を請ふならん、此の儀には世爻を代人と取り、應爻を病人と取る、而して應爻より世爻を剋するときは吉なれども、世爻より應爻を剋するときは凶である、若し世爻が子孫爻であるときは、たとひ病は重くとも、子孫爻の日には、病は一時愈るべく、稍や恢復の徴候を呈はせども、官鬼爻が旺なるの日に遇ひて病勢再び進むべし、又若し其の得卦に官鬼爻なき